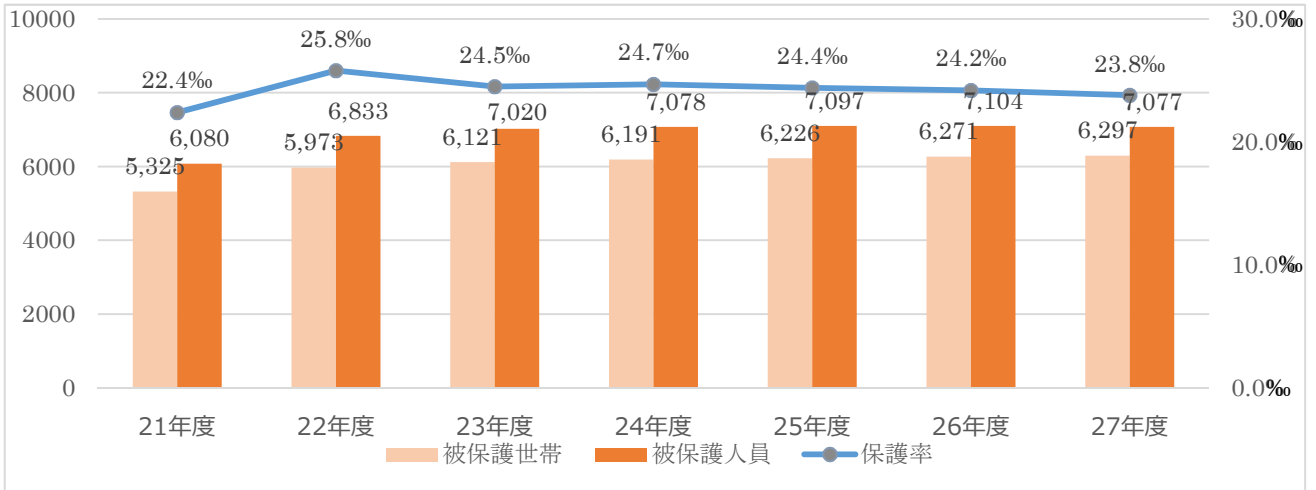


生活保護受給者に対する自立支援の取り組み

1 生活保護の実施状況

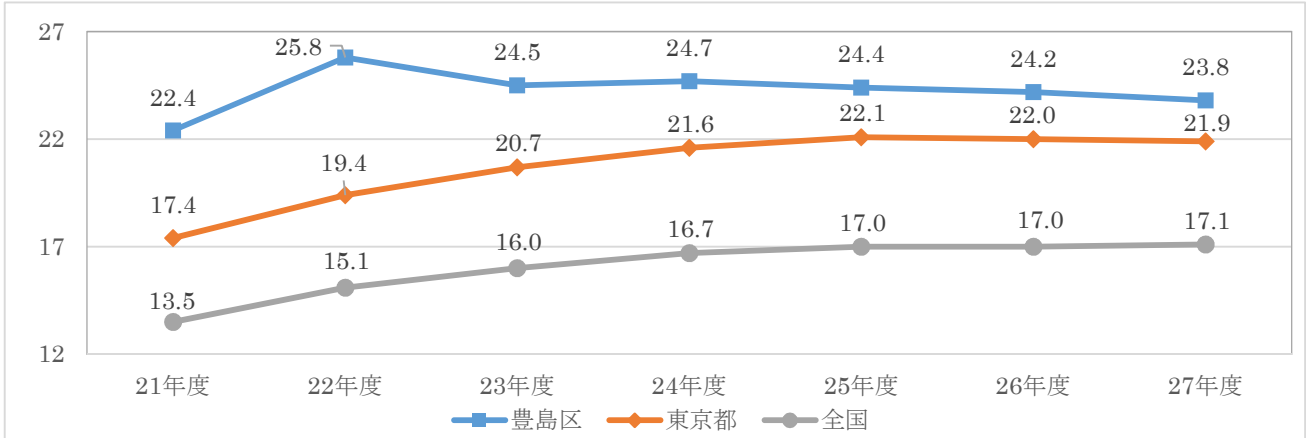
被保護世帯・被保護人員及び保護率の推移

(世帯, 人)



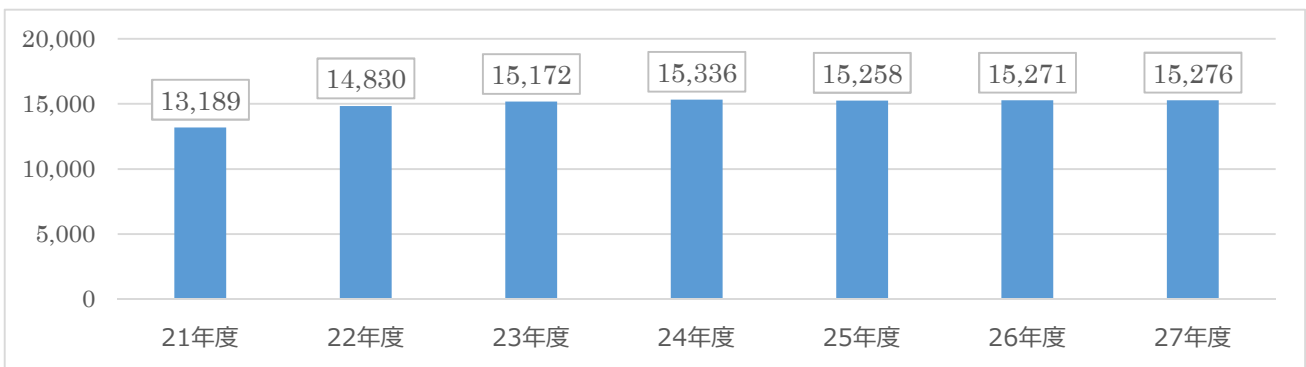
| | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 被保護世帯 (世帯) | 5,325 | 5,973 | 6,121 | 6,191 | 6,226 | 6,271 | 6,297 |
| 被保護人員 (人) | 6,080 | 6,833 | 7,020 | 7,078 | 7,097 | 7,104 | 7,077 |

(%)



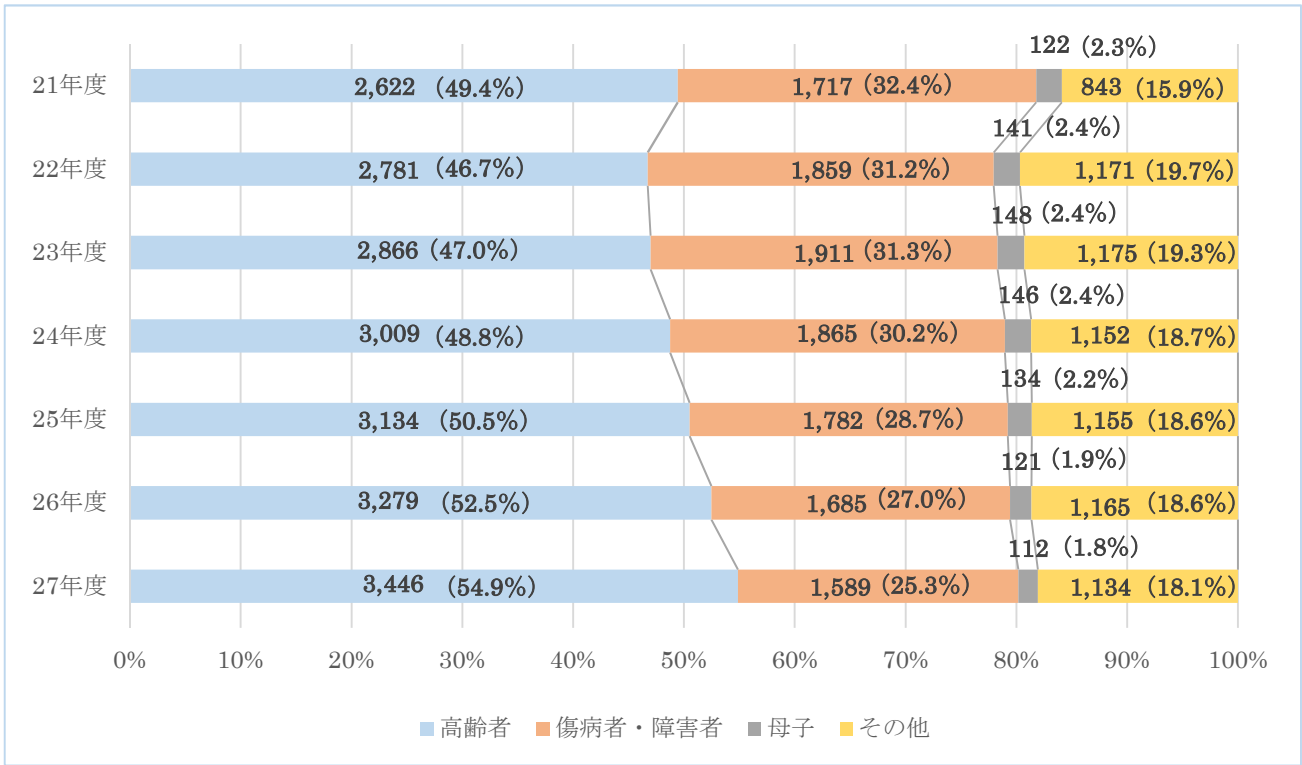
保護費の推移

(百万円)



| | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 保護費 (百万円) | 13,189 | 14,830 | 15,172 | 15,336 | 15,258 | 15,271 | 15,276 |

世帯類型別割合の推移（保護停止中の世帯を除く）



2 被保護者自立支援事業の実施状況

① 就労支援専門員支援事業

【事業開始：平成17年9月1日】

生活福祉課は主に新庁舎内のワークステップとし、西部生活福祉課はハローワークサンシャインにて就労支援事業の連携を行いつつ、支援員独自の就労支援と合わせて2課合計で77.0%の就労率となっている。

| 年度 | 支援者数 | 就労者数 |
|----|------|------|
| 23 | 381人 | 198人 |
| 24 | 401人 | 209人 |
| 25 | 319人 | 207人 |
| 26 | 366人 | 264人 |
| 27 | 370人 | 275人 |

※27年度の支援者は前年度就職者の定着支援13名含まれる

② 就労意欲喚起事業

【事業開始：平成23年10月1日】

就労に対する課題の多い被保護者に対し、支援員との面接、セミナーの受講、ボランティア参加などから就労意欲の喚起を図り、就労や定着までの支援を行う。前年度からの継続者を含め90名が参加。

| 年度 | 支援者数 | 成果数 |
|----|------|-----|
| 23 | 58人 | 10人 |
| 24 | 110人 | 44人 |
| 25 | 107人 | 56人 |
| 26 | 74人 | 22人 |
| 27 | 90人 | 28人 |

③ 資産調査事業

【事業開始：平成21年4月1日】

老齢年金や障害年金など各種年金について、1100件の調査を終了。生活保護の適正化の推進、自立助長を継続的に図っている。

| 年度 | 調査件数 | 返還決定件数 |
|----|-------|--------|
| 23 | 624件 | 101件 |
| 24 | 919件 | 78件 |
| 25 | 1138件 | 104件 |
| 26 | 833件 | 58件 |
| 27 | 1110件 | 70件 |

④ 居宅生活安定化支援事業

【事業開始：平成20年4月1日】

精神障害等により地域での安定した生活に課題を抱える被保護者に対して、居宅生活安定化支援事業の支援員がCWや関係機関と連携して面談や訪問・病院への同行等の継続的な支援を行っている。

| 年度 | 支援者数 | 目標達成数 |
|----|------|-------|
| 23 | 75人 | 20人 |
| 24 | 71人 | 9人 |
| 25 | 33人 | 14人 |
| 26 | 49人 | 5人 |
| 27 | 71人 | 13人 |

⑤ 被保護者あんしん支援事業

【事業開始：平成 23 年 4 月 1 日】

前年度からの継続者も含め 798 名が、月に 1 度の訪問等による生活の見守り支援を受けている。

| 年度 | 支援者数 | 支援延べ回数 |
|----|-------|---------|
| 23 | 418 人 | 2,660 回 |
| 24 | 657 人 | 7,877 回 |
| 25 | 787 人 | 9,779 回 |
| 26 | 784 人 | 9,706 回 |
| 27 | 798 人 | 9,850 回 |

⑥ 地域生活定着支援事業（平成 26 年 4 月「元路上生活者地域生活移行支援事業」から名称変更）

【事業開始：平成 22 年 4 月 1 日】

施設や宿泊所にいる元路上生活者の生活を見守りながら、居宅生活への移行とその後安定した生活が地域で送れるように支援を行う。40 名が宿泊所からアパート生活に移行し、地域生活に必要なスキルを身に付けるための支援を受けた。

| 年度 | 支援者数 | 居宅移行者数 |
|----|-------|--------|
| 23 | 86 人 | 11 人 |
| 24 | 101 人 | 23 人 |
| 25 | 127 人 | 33 人 |
| 26 | 83 人 | 13 人 |
| 27 | 123 人 | 40 人 |

⑦ 資産活用管理支援事業

【事業開始：平成 25 年 4 月 1 日】

被保護者の所有する活用可能な不動産等の資産について成年後見制度に繋げたり、不動産担保型貸付制度（リバースモーゲージ）の相談支援等を行っている。

| 年度 | 支援者数 | 成果数 |
|----|------|------|
| 25 | 24 人 | 5 件 |
| 26 | 45 人 | 10 件 |
| 27 | 68 人 | 13 件 |

⑧ 被保護者金銭管理支援事業

【事業開始：平成 27 年 1 月 1 日】

平成 27 年 1 月より金銭管理支援事業が委託事業として始まり、ギャンブルやアルコール依存等様々な理由により計画的な金銭の消費が困難な者に対して、日常的な金銭の管理支援を行ない、日常生活自立・社会生活自立ができるよう支援を行っている。

| 年度 | 支援者数 | 支援回数 |
|----|-------|---------|
| 26 | 48 人 | 246 回 |
| 27 | 165 人 | 3,262 回 |

⑨ 子ども・若者支援事業

【事業開始：平成 27 年 4 月 1 日】

0 歳から概ね 35 歳までの子ども・若者とその保護者に対してケースワーカーと専門の支援員が連携して問題の把握、課題解決を図り、「貧困の連鎖」の防止を目指す支援を行っている。

| 年度 | 支援者数 | 支援回数 |
|----|-------|---------|
| 27 | 183 人 | 3,725 回 |

⑩ 生活保護業務支援専門員事業

【事業開始：平成 25 年 5 月 1 日】

面接や訪問時に暴力行為、威圧的行為、不当要求を行うまたはそのおそれのある者に対応し、専門の支援員がケースワーカーと連携して対応し、来所者や職員の安全確保及び適正な生活保護の実施を図る。

| 年度 | 支援者数 | 支援回数 |
|-------|-------|-------|
| 25・26 | 49 人 | 116 回 |
| 27 | 114 人 | 188 回 |

事例1 生活福祉資金貸付制度 教育資金を有効に使い大学進学へ 生保受給家庭（父の疾患）

高校全日制3年生。成績優秀。

国の教育ローンは却下で、**大学の学費の工面ができない**と、母からの相談。

父、病気により就労困難、生保受給中。家にこもりつきりで、家族との会話もなし。

母は、第4子を出産後、パートに出ている。明るい性格。子供も元気。

母と本人で社会福祉協議会 暮らし・しごと相談支援センターに相談。

自己破産から8年経過しており、他の債務はなく、**教育支援資金申込む**。

大学合格し、母は、第4子が年長児となり、就労支援も利用し、4月から新しい仕事に就くことができた。

大学を卒業し就職後、借りた奨学金を返済し、自立した生活を目指す。

* 支援対応回数：13回

事例2 働きかけで改善が見られた例

23歳男性（母、本人の二人世帯）

小学校5年よりほとんど通学ができなくなった。**学力低く、発達障害の疑い**。

母の問題解決能力も低い。

中卒後、都立定時制高校に入学したが、不登校になり進級できず退学。

その後**就労経験もなく**、世帯分離を検討したが、そのまま母子で生活。

ほぼひきこもり状態。精神障害者手帳3級取得（精神発達遅滞軽度～中度）。

ケースワーカーからの働きかけにも反応せず。

精神発達遅滞の診断を受けており、引きこもり状態のため、社会適応を進めるための支援を進めた。

買い物同行、学習支援など実施。

状況確認を2週間に1回程度、居宅訪問を1ヶ月に1回程度実施。

愛の手帳取得について、支援員から提案したところ、理解し、検査受診を承諾。

有効な変化

外出を定期的に一人でもできるようになったこと。

他者とのコミュニケーションも支援があれば可能になってきていること。

母へのプレゼントを買いたいという理由で就労を考えようとし始めたこと。

* 支援対応回数：23回

事例3 子どもからのSOS 虐待ネグレクトケース (困難事例)

中学生（母、本人の二人世帯 特別支援学級通学中）

本人が虐待を受けていると他機関から連絡があり訪問。

中学の特別支援学級に通学しているが、本人は納得していない（愛の手帳有）。

本人が家事を行っており、虐待については誰にも言ってほしくないとの本人の希望あり。

高校進学希望だが、親戚、知人からは無理と言われて諦めている。

中国人の母（内臓疾患で手術後）は保護費の話は聞くが子供に無関心。

子ども家庭支援センター相談員と訪問。学習会を紹介するなど本人に働きかけを継続的に行う。

支援の効果と課題

学習会のボランティアさんに進学の悩みを打ち明ける事が出来るなど、本人が相談できる居場所ができた事は良かったが、その後の進展は難しく、進路、家庭生活については課題が多い
虐待についても事実確認はできていない。

* 支援対応回数 27回 支援継続中

事例4 働きかけたがあまり改善が見られない例 (困難事例)

10歳男児（父、本人の二人世帯）

父、母とも中国人。 母は離婚し別居しているが、行き来はある。

家の衛生状態が悪い。

さまざまな支援を経て、別の小学校の特別支援学級（固定級）へ2学期から転校。

父は高齢であるが、加齢によるものではないと見られる理解能力の低さが顕著である。

くらし・しごと相談支援センターの支援員が訪問開始。

本人は、動くのも億劫がる状態だったが、活発に動き回るようになってきた。

その後、生活保護で子ども若者支援事業開始に伴い、生活状況の改善と学校生活支援を実施。

支援の効果と課題

銭湯に行くことなど継続指導するが、父が連れて行けず。衛生状態は悪いまま。

肥満度が、医療対応が必要な状態まで悪化。

父が無制限に本人の望むままにジュースやお菓子、食物を与えていることが原因と思われる。

改善するように継続して指導してきているが、効果は現れていない。

普通級に在籍していた小学校では登校渋りも頻繁に起こしたが、転校後はそのようなことは特に見られない。

* 支援対応回数：28回